関東を主とする酒造関係資料雑纂　十六

武石榛次郎

861
80
1

十六

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

國立圖書館
昭 24. 3. 29
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

酒造営業外候ニ付税則別冊摺

物之通御布告相成候ニ付一般人民へ

告諭致可相成ハ早速之条区戸長へ

内分遺漏無之様達可申候也

右之趣相違無之様可相心得者也

辛未八月十三日午下刻

岩手県

一關 殿

一 諸規則書 壱冊 但別紙写有

右ハ未タ十七日ヨリ当日迄相達候ニ付

四月(?)中此写壱冊差上候也

右之通

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

岩鼻縣

御役所

右者御伺之以御沙汰込之
右者此度四郡惣代之者共罷出候
此段御聞済被成下置度
何卒御聞届之程奉願上候以上

清濁酒造外(他)醸造之儀今般御布
告之趣ヲ以更ニ御規則被仰出候
段奉畏候然ル上ハ巡回裁判之儀ニ付
ハ先其ニ而規則相定ル迄
営業之一区限リ総代人壱人宛差出
元ニ而撰挙世話役之儀ハ各ニ総代人之

多分寡之無差別ニ一事ヘハ又ハ一区限リ総代人
ニ而取扱候ハ以テ御手数相省キ候儀ニ付
是非人撰之上総代之者ヲ以御伺申上候
此段御聞済被下置度奉願上候也

岩鼻縣
未 九月
廳 御中

右未九月五日出ス

已後ハ出来年ニ而酒造之者共
清濁酒総代人之儀ハ一区限リ人撰
世話役之儀ハ凡而壱人宛ニ而
管内取締之者共ヘ可申達候
右総代人之儀ハ可然者御撰立可申事

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

酉年去ル亥ノ新規ニ者酒造高
分候儀依而如格高通相成候処
此度当国田邑村六ケ年当ケ華沢
商卯月酉中　徳兵衛村
由緒仕年々酉中村戌村仕候
早郎出年　右四ケ年之元帳取
仍之而平通実意致之段仕
出勤ニ而選築儀ニ付　　両
奉ル年ゟ余ケ之出之段ら　御
さる殿然ル上者　　酒造分力
願　御出文年之成下候様

寛政三亥以
御代官所取計付ニ而相願候
備ニ付上ル以上
武州足立郡村
同国
酒造
〃〃　中原吉郎
〃〃　根岸市郎
〃〃　江原茂兵衛
〃〃　森田太右衛門
〃〃　内田伴六
〃　角田浦吉
此外郡徳兵衛村

〃　内郎作平
同国同郡〃新市村
〃　平野半平
同国同郡大沢村
高田様支配
〃　野上儀平
〃　根岸小平
〃　小松千次郎
稲垣様支配
〃　花井司馬
堀田様支配
〃　福田弥平
〃　吉沢儀之助

〃　田中七郎平
〃　井村武平
〃　高橋吉太八
同国同郡佐野村
〃　内野伊平
同国相模郡相模田村内
同国同郡小山村
佐田様支配
〃　平野善兵衛
同国同郡内村
〃　青山六平
同国相模郡相沢村
〃　成田吉平

同村
勘左衛門

同州同郡汁谷村
〃 宮本七兵衛

同州同郡西田村
〃 新井喜八

同州同郡梅沢新田村
〃 羅澤兵衛

同州同郡本宮村
〃 内田清次郎

同国同郡同村 [illegible]
新井弥平

〃 根岸喜八

〃 武政政之丞

同国同郡本宮村
〃 三橋作兵衛

同州同郡吉村
紀丸

同国同郡牧西村 清田横造
小川源五郎

同国同郡横瀬村
〃 萩野竹四郎

同国同郡池田村 [illegible]
稲川宗八

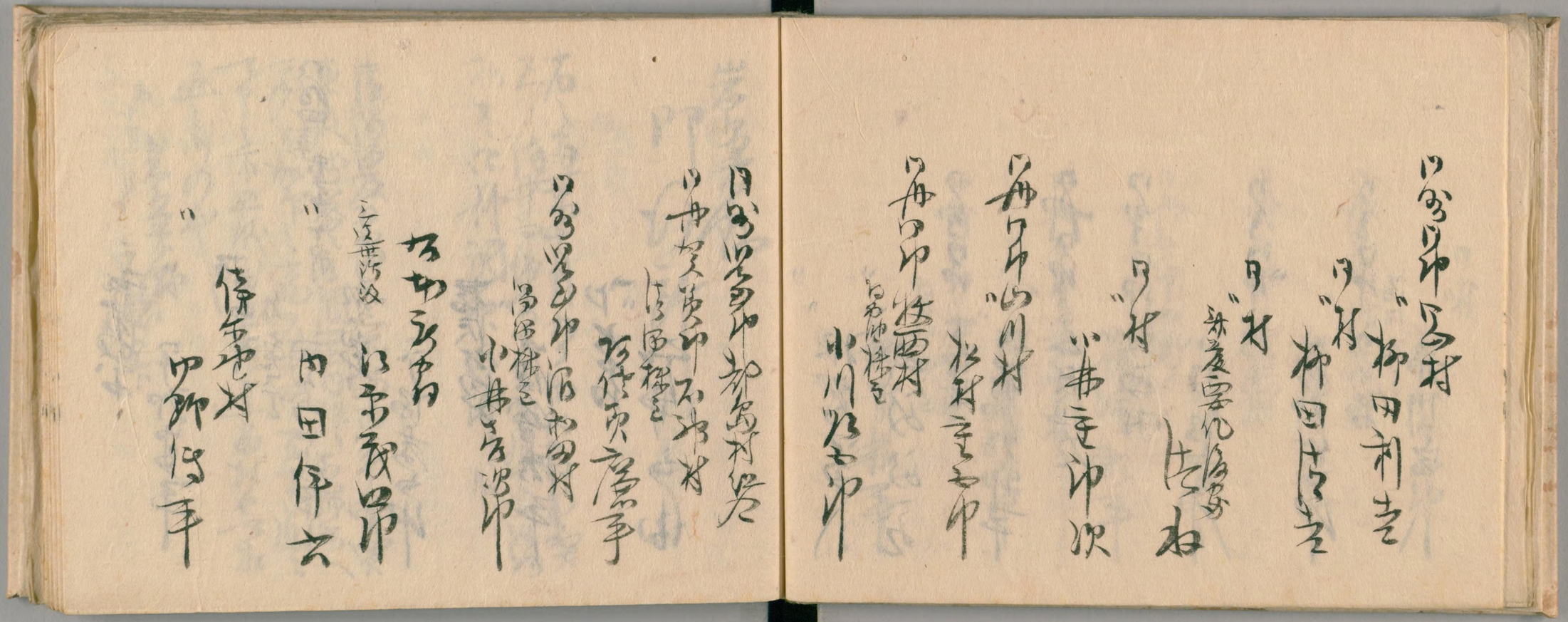

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

記

一　三人分
　永田与右衛門外弐人　印判

一　三人分
　永倉右衛門外弐人　弐判

新規入分　三人分
　永石新八郎外　四判

一　三人分
　永石善右衛門外弐人　三判

右之者共組合中酒造株割合[illegible]之節
ツ[illegible]永ク可申候旨御[illegible]而申上候
三ケ年入ッ沢申ツ候

菅村　小川次郎右衛門　株
榎田村　森住竹右衛門　株
海田村　細川岩八　株
野谷村　柳田利吉　株
同　清吉　株
新友右衛門　株

山川村　小林重次郎　株
西田村　松村重右衛門　株
新井吉三　八株
竹之内村　江角吉右衛門　株
本名村　内田徳次郎　株
三杉次郎兵衛　株
横須賀村　仁保傳兵衛　株
権田村　武政喜平　株
同　藤蔵　株
同　太三郎　株
新井林平　株
根岸留八　株
下野宮村　平野三藏　株
古舟志村　来山六平　株

不動村　阿部[illegible]様
山川村　松村[illegible]様
西田村　新井[illegible]様
[illegible]村
沼和田村　小林[illegible]様

右之通無相違有之候

一 十月[illegible]酒造[illegible]
右之通入札ニ相成[illegible]

記

[illegible]
一 [illegible]八文[illegible]
一 [illegible]七文[illegible]
[illegible]十[illegible]文[illegible]
[illegible]
十月　右之通入札[illegible]

三通　口上書　不動村[illegible]

乍恐以書付奉願上候
御支配所[illegible]郡[illegible]村
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

此高都地造高三百石村方に造酒之株を
貸渡し候処、文政之通去卯年正月造酒井
右之御林之沽券代金一ヶ年ニ至り筆
御願申上候、以来造酒屋兩印
之通如件 以上

右ハ未年十月ホセイタキセイル年書付致写
諸道（ママ）

文政以来ハ十ヶ年和
宮村造酒屋御免地造株
井出次兵衛
三ヶ村合高八和ノ室

一 古株 高五百石 持主（？） 新兵衛（？） 勘へん
一 同 高[illegible]百五拾石 外ニ高八十石 新規株石 同断 伊右衛門
　　合高[illegible]石 …右高（？） 株石之儀
一 同 高百五拾石 外ニ大小八石 株石 同断 茂右衛門
　　合高[illegible]五十石

一 高三百拾五石
外ニ三拾五石 増石
今高百五拾石
同所 吉郎兵衛

一 高三百八石
外ニ四拾五石 増石
今高百五拾石
同所 市郎兵衛

一 高弐拾五石
外ニ弐拾五石 増石
今高四百石
信楽村 傳兵衛

一 高百八拾石
外ニ百弐拾五石 増石
今高三百四石
下田村 半兵衛

一 高百四石
外ニ百石 増石
今高弐拾五石
粕谷村 半右衛門

一 高弐百四拾五石
外ニ弐拾石 増石
今高四百五十石
新保村 左平治

一 高三百四石
外ニ弐拾五石 増石
今高三百五拾四石
桜田村 庄四

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

一 高拾弐石　小山田村　兼蔵

一 高拾石　稲荷新田　半兵衛

一 高拾石　上宮ノ村　清吉

一 高拾石　堀川村　二初右衛門

一 高廿五石　新堀川新田　伝四郎

一 高拾弐石　石田新田　幸平

一 高拾石　八丁川村　喜八

一 高拾石　桜西新田　茂吉

一 高拾弐石　〃　広助

一 高拾石　〃　八郎右衛門

一 高拾石　久中新村　宮八

一 高拾石　上沢新田　冨八

一 高拾石　辻ヶ谷村　勝之助

一 高拾石　上沢新田　平次郎

一 當池込

一 高三石　あ上新田　林太郎

一 高三石五斗壱石　〃　源太郎

一 高三石　〃　七郎兵衛

一 高三石五斗壱石　〃　与兵衛

一 高三石　桜西新田　一郎助

御組合中地

一 酒五千石　清水村　伊兵衛
一 酒三千石　[illegible]村　次郎右衛門
一 酒五千石　[illegible]村　又左衛門
一 酒五千石　[illegible]村　太郎右衛門
一 酒五千石　〃　林之助
一 酒八百石　〃　冨八
一 酒五百石　[illegible]村　三郎兵衛
一 酒三千石　〃　幸平
一 酒五千石　[illegible]上村　八郎右衛門
一 酒五千石　[illegible]村　宗兵衛

右株之者共株式之儀[illegible]被為
人数六人　内三人[illegible]
右之外[illegible]
[illegible]
人数七人
[illegible]
人数四人
〃[illegible]
人数九人　内[illegible]人[illegible]
[illegible]
人数七人　内[illegible]人[illegible]
[illegible]
人数[illegible]人
一 丙年九日

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

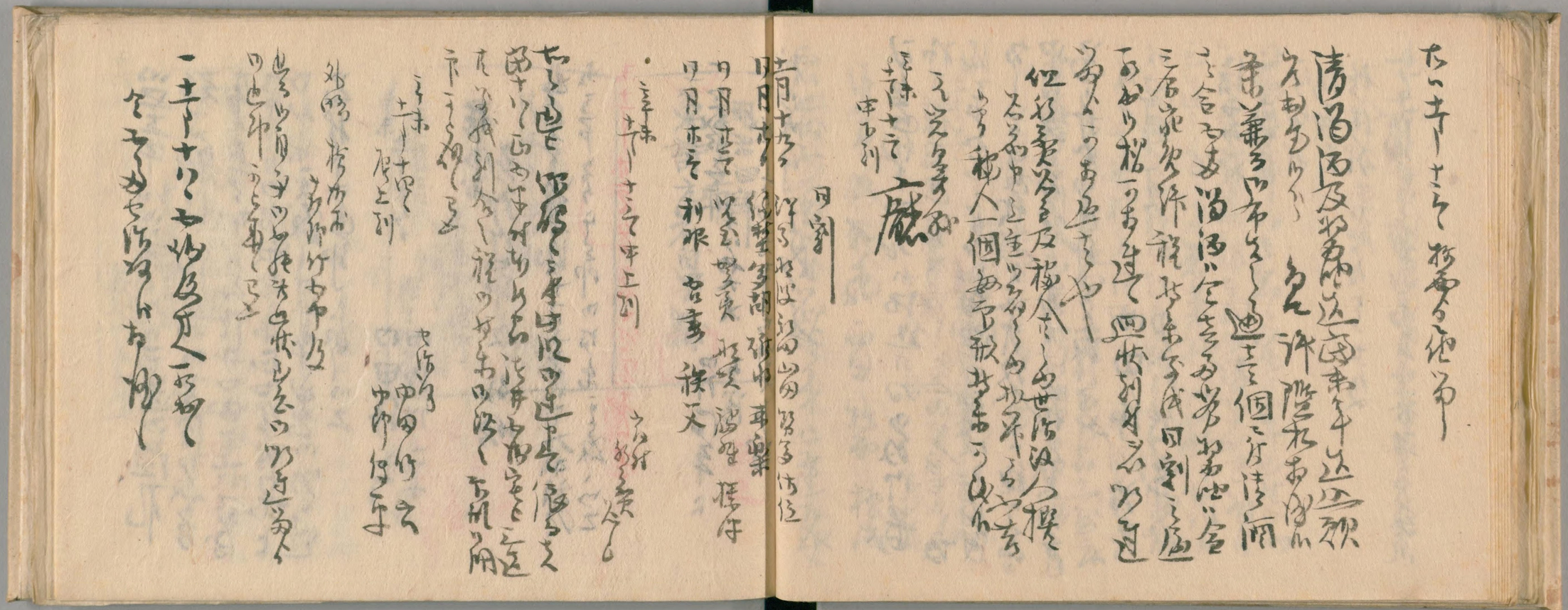

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

以書付を以申上候、三造之鑑札
群馬県庁 御出張所御役所
来ル廿七日[illegible]御出張 [illegible]宅ニ於て相[illegible]
[illegible]御呼出ニ付 [illegible]
[illegible]
[illegible]之

辛未 十二月[illegible]

内田伊右衛門

横瀬村
荻野竹五郎代 [illegible]

[illegible]十月十三日[illegible]
[illegible]

未十二月[illegible]

十二月[illegible]
一定[illegible]
[illegible]
[illegible]

明治四年
辛未十二月
免許元岩鼻県

以[illegible]未年
清酒造高百石

[illegible]
若泉知事支配
武州榛沢郡横瀬村
荻野竹五郎

第百九拾四号
辛未
清酒
元石百石造
元岩鼻県支配
武蔵国榛沢郡横瀬村
荻野竹五郎 ㊞

[illegible]

[illegible]

たこ表之

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

右印證札写

是迄諸国並最寄より東京江積登り
酒樽検験済会所ニ而冥加金度下
酒問屋之度次第ニ而御趣意之知ル取酒造
其外諸割西柳之者共江上ゲ以来右冥加
金上納之不及旨申

辛未十一月　　太政官

右之段酒造人共一同江不洩様可申達者也

辛未
十二月十七日　群馬縣
印

右ハ未十一月十六日以後相成候分写

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

19892

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用